

小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式「複数年継続委託」試行要領

(平成 30 年 12 月 27 日 30 道管第 267 号)

改正 (令和 2 年 12 月 28 日 2 道管第 319 号)

改正 (令和 3 年 12 月 1 日 3 建政技第 279 号)

最終改正 (令和 4 年 12 月 1 日 4 建政技第 225 号、4 道管第 227 号)

(主 旨)

第 1 この要領は、建設部が管理する土木施設の小規模維持補修工事及び除雪並びに凍結防止剤散布業務（以下「小規模維持補修工事等」という。）の民間委託契約にあたって、施工体制確認型契約方式による「複数年継続委託」の試行に関する必要な事項を定める。

本要領に規定する事項以外の工事等の受注者の選定事務は、従来どおり会計関係諸規定に基づいて行うものである。

(対象工事等)

第 2 建設部が管理する土木施設の破損等（ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業を除く。）により県民に著しい不便が生ずるおそれのある次の工事及び除雪並びに凍結防止剤散布業務を対象とする。

なお、以下の（５）の業務については、発注機関の長の判断により（１）から（４）の工事等と合わせて対象とすることができる。

- （１） 土木施設等を適切な状態に保つために実施する舗装修繕、側溝清掃、路面清掃、草刈、構造物小修理等の維持補修工事
- （２） 「土木施設小規模補修工事取扱要領」に規定する緊急に補修を要する工事
- （３） 除雪等業務に伴う臨時的な作業
- （４） 大規模地震（震度 6 弱以上）発生時における道路状況を確認する作業
- （５） 「除雪業務における委託契約要領」に規定する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（以下「除雪業務」という。）
- （６） その他発注機関の長が特に必要と認めた工事

(基本的な提案参加資格要件)

第 3 対象工事等の参加者（小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体試行要領（以下「共同企業体試行要領」という。）に基づく地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）による提案参加にあつては、各構成員）に必要な資格（以下「提案参加資格要件」という。）は、公告日から契約の締結までの間に次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

ただし、共同企業体の構成員のうち、第 2（５）の業務に限り参加する者（以下「除雪構成員」という。）は、「除雪業務における委託契約要領」第 4 に掲げる要件を満たせば除雪業務に限り参加できるものとする。

- （１） 長野県建設工事入札参加資格を有している者であること。
- （２） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３） 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （４） 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- （５） 有効な経営事項審査を有している者であること。

- (6) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、対象工事の完了期限経過後、請負契約約款第 32 条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書に認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) 滞納している県税等徴収金がないこと。

（具体的な提案参加資格要件）

第 4 施工体制提案に参加する者は、公告日から契約の締結までの間、上記第 3 の（1）～(12)に掲げる要件の他、以下の要件を満たしていなければならない。ただし、力については契約締結時までには要件を満たすものとする。

また、資格総合点数については、要件を設けないものとする。

ア 「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」のいずれか、かつ「舗装」の入札参加資格を有する者であること。

ただし、共同企業体にあつては、共同企業体試行要領第 4 条に規定する条件を満足すること。

イ 本店又は営業所の所在地に係る提案参加資格要件を満足していること。

ウ 営業所（県内営業所の本店扱い認定者の営業所（以下「みなし本店」という。）は除く。）においては、過去 3 年間に、長野県小規模補修工事の当番登録実績又は小規模維持補修工事等（共同企業体にあつては構成員。）の受注実績があること。

エ 一の建設業者は、複数区への参加表明はできないこと。ただし、営業所が参加表明する場合を除き、本店及びみなし本店は、それぞれ異なる工区へ参加表明することができる。

オ 当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。

カ 契約時に法定外労働災害補償制度（経営事項審査における対象要件と同じ）に加入していること。

ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該工事等の契約期間の全ての間において対象とする保険でなければならない。

2 除雪業務を行う場合にあつては、前項の要件に加え以下の要件を満たしていなければならない。

なお、除雪構成員は前項の要件は不要とし、「除雪業務における委託契約要領」第 4（2）の要件を満たしていなければならない。

ア 除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。

イ 公告で示す設計機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、設計機械台数以上確保できる者であること。

ウ 前年度において長野県が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（施工体制確認型契約方式含む）を受託した者にあつては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指示を受けていない者であること。

エ その他、発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

3 提案は、単体企業又は共同企業体のいずれかにより参加することができる。

4 共同企業体で施工体制提案に参加する者は、共同企業体試行要領に基づき、第 10 の参加表明書提出に合せて、知事あてに入札参加資格申請書に關係書類を添付して提出しなければならない。

5 共同企業体を結成した者は、当該地域の土木施設にかかる小規模維持補修工事等に対して単体企業で

の参加表明はできない。

（実施協議）

第5 発注機関の長は、施工体制提案の審査を実施しようとするときは、その発注要件等を様式1により、建設部長に協議するものとする。

2 建設部長は、前項の協議について、関係課長の意見を徴し、様式2により発注機関の長に回答するものとする。

3 発注機関の長は、応募要件等を建設工事等請負人選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

なお、建設工事等請負人選定委員会の審議に付すための長野県建設工事請負人等選定委員会要領第4別表の予定価格は、複数年の合計総価（初年度の予定総価×複数年数）とする。

（参加表明書及び施工体制提案書収集に係る公告掲載）

第6 発注機関の長は、対象工事等について参加表明書及び施工体制提案書の収集をしようとするときは、次の事項について当該事務所の公式ホームページへ公告を掲載するとともに、その他適当な方法により周知するものとする。

- （1） 工事等の概要
- （2） 施工体制提案書の提出者に必要とされる要件
- （3） 施工体制提案を求める具体的内容及び施工体制提案書を特定するための評価基準
- （4） 参加表明書及び施工体制提案書の作成・提出に係る事項
- （5） その他発注機関の長が必要と認める事項

（参加表明書及び施工体制提案書の収集期間）

第7 参加表明書の収集をする期間は、公告掲載の日から概ね10日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。

2 施工体制提案書の収集をする期間は、公告掲載の日から概ね15～30日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。

（説明会の開催）

第8 発注機関の長は、必要に応じて説明会を開催するものとする。

（公告内容等に対する質問・回答）

第9 公告の内容等に対する質問は、質問書（任意様式）により、公告掲示の日から施工体制提案書提出期限の3日前の17時までとする。

2 施工体制提案内容に係る質問の場合の回答は、原則として非公開とし、質問者に対してFAXまたはメール等により施工体制提案書提出期限の2日前の17時までに回答する。なお、発注者が求める施工体制提案項目に係る質問及び施工体制提案書等の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県公式ホームページで公表する。

（参加表明書の内容及び様式）

第10 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は工事等の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

- （1） 参加表明書（様式3-1、様式3-2）
- （2） 参加要件資料（様式4-1、様式4-2）
 - ア 業種及び資格総合点数
 - イ 長野県入札参加資格を有する本店又は営業所の所在地
 - ウ 過去3年間の小規模補修工事当番登録状況（営業所（みなし本店は除く）で参加表明する場合

合)

エ 共同企業体試行要領に基づき結成された共同企業体においては、共同企業体の名称、代表者の所在地、各構成員の業種、資格総合点数など

オ 除雪業務を含む場合は、オペレーターに関する届け（様式4-3）

カ 入札公告日から3ヶ月前の日以降に交付された「納税証明書」

（県税について未納の徴収金のない証明書）の写し

キ その他発注機関の長が必要と認める事項

- (3) 共同企業体にあつては、共同企業体試行要領第8条に定める小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書及び入札参加資格審査に係る関係書類並びに小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書

（参加表明書の審査）

第11 発注機関の長は、提出された参加表明書を審査し、参加要件資料審査結果表（様式5-1、様式5-2）を作成するものとする。

2 発注機関の長は、必要に応じて参加表明書提出者に対しヒアリングを行うものとする。

3 虚偽の記載事項がある参加表明書は無効とする。

4 第1項の審査の結果、要件を満たす者に対して、通知（様式6-1）するものとする。

（参加要件を満たさない者に対する理由の説明）

第12 発注機関の長は、参加表明書提出者のうち対象工事等について、要件を満たさないため施工体制提案書の提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対して、非該当理由を通知（様式6-2）するものとする。既に非該当者の施工体制提案書が提出されている場合は速やかに返却するものとする。

2 非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、発注機関の長に対して、書面により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。

3 発注機関の長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して回答（様式7-1）するとともに、速やかに、建設部長に報告（様式7-2）するものとする。

（施工体制提案書の内容及び様式）

第13 提出を求める施工体制提案書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は、工事等の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

(1) 小規模維持補修工事においては、以下の書類等を提出すること。

ア 施工体制提案書（様式8-1）

イ 施工体制資料（様式9-1）

① 配置予定技術者の氏名、年齢、資格、資格保有状況等

② 労務者数・保有機械量・資材・資機材庫の位置・緊急時連絡体制・緊急時施工体制・独自の緊急時体制・同種工事の実績・小規模維持補修工事を複数年継続した場合の取組と業務への効果

ウ 価格提案書（別紙様式1）

① 工事に係る費用として総価及び工種ごとの施工単価

エ その他発注機関の長が必要と認める事項

(2) 除雪業務においては、以下の書類等を提出すること。

ア 施工体制提案書（様式8-2）

イ 施工体制資料（様式9-2）

- ① 除雪機械待機場所、凍結防止剤積み倉庫の位置等
- ② 降雪時の連絡体制、降雪時・異常降雪時の除雪体制・過去の実績・除雪業務を複数年継続した場合の取組と業務への効果

ウ 価格提案書（別紙様式２）

- ① 除雪に係る費用として総価及び費目ごとの単価

エ その他発注機関の長が必要と認める事項

（施工体制提案書等の提出方法）

第１４ 第１０に定める参加表明書等および第１３に定める施工体制提案書等は、公告に示す提出期限までに郵送又は持参により提出するものとする。なお、発注機関の長が指定するデータについては電子データによる提出も必須とし、その提出方法及び期限等は入札公告にて規定する。

２ 第１３に定める施工体制提案書等の提出にあたっては、次の方法により作成しなければならない。

- （１） 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- （２） 総価及び工種ごとの施工単価を記載した見積書（以下「価格提案書」という。）を中封筒に入れ、封かんのうえ、封筒の表面に、工事等の名称「小規模維持補修工事（除雪業務を設定した工区にあつては、「小規模維持補修工事及び除雪業務）」及び工事箇所名、提案者の商号又は名称等を記載すること。
- （３） 外封筒には、上記（２）の中封筒及び第１３に定める施工提案書等（別紙様式除く）を入れ、封筒の表面に「小規模維持補修工事（除雪業務を設定した工区にあつては、「小規模維持補修工事及び除雪業務）」及び工事箇所名、提案者の商号又は名称、担当者名、担当者連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号）等を記載すること。
- （４） 共同企業体により施工体制提案を行う場合は、上記（２）及び（３）の提案者の名称等は、共同企業体の名称等とすること。ただし、代表者名で提案を行った場合は、共同企業体での提案と読み換えるものとする。

（施工体制提案書の審査）

第１５ 施工体制提案書の審査・評価を行うため、発注機関の長は、建設工事施工体制評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。当該委員会の委員長及び委員は次のとおりとする。

区 分	委 員 長	委 員
現地発注機関	発注機関の長	発注機関の中から発注機関の長が指定する職員
その他、専門的知識を有する者		該当業務に関する管内の道路維持補修等に関し、専門的知識を有する技術職員等の中から発注機関の長が指定する者

- ２ 委員会の委員長は、施工体制提案書の評価者として、現地機関の委員の中から２名以上、その他専門的知識を有する者の中から２名以上を指定するものとする。ただし、その他専門的知識を有する者が評価者の半数以上となるようにする。
- ３ 提出された施工体制提案書は、委員会が評価者の意見を徴して審査し、施工体制提案書審査結果表（様式１０－１、様式１０－２）ただし、価格評価部分を除く。）を作成するものとする。
- ４ 委員会は、原則として提出者に対しヒアリングを行うものとする。なお、提出された施工体制提案書について、過去に提出された提案内容と同程度以上であり工事等の施工体制能力が維持され、かつ他の提案者がいないなどヒアリングが不要と委員長が判断する場合は、委員会の開催及びヒアリングについては、省略することができる。ただし、提案書の内容については、委員長等が評価するものとする。
- ５ 契約者が、共同企業体の場合で構成員の脱退があつたときは、原則として委員会の委員長は委員会を開催し、共同企業体の施工能力を評価し、契約の継続の有無を判断するものとする

- 6 施工体制提案書及び関係書類に虚偽の記載事項がある場合、当該施工体制提案書は無効とする。

(施工体制提案書の具体的評価方法)

第16 提案書の評価は、価格点の評価を15点、価格以外の施工体制等の評価点を85点とする。

- 2 施工体制提案書は、提案に参加した者ごとに各提案項目に対して三段階評価を行い、項目の配点に対して小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式「複数年継続委託」の特定評価基準（別添1-1、別添1-2）により、A評価は1.0倍、B評価は0.6倍、C評価は0.1倍の点数を付けるものとする。
- 3 価格点の評価にあたっては、有効な提案価格（総価）に対して、次の式により計算するものとする。
評価点＝15点×最低価格（総価）／提案価格（総価）（小数点以下第2位四捨五入1位止め）

(失格基準価格の算定)

第16-2 提案価格（総価）について、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（以下「低入札調査試行要領」という。）の第3第2号に規定する「失格基準価格」を準用する。

なお、失格基準価格の算定にあたっては、低入札調査試行要領第5第1項に定める工事の失格基準価格の設定の例によるものとし、「予定価格が100万円を超えWTO適用基準額未満の受注希望型競争入札は」とあるのは、「本業務全てを対象とし」と読み替えるものとする。

- 3 除雪業務を設定した工区にあっては、除雪業務について、「除雪業務における委託契約要領」第14第2号に規定する失格基準価格を適用する。

(価格提案書の開封)

第17 第13（1）ウ及び第13（2）ウに定める価格提案書の開封は、価格以外の評価審査が決定した後に行うものとする。

- 2 価格提案書の開封は、当該対象工事の入札公告に示す日時、場所において行うものとする。
- 3 開封は、公開とする。
- 4 発注機関の長は、開封に当該提案事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 5 開封した中封筒は、提案書、外封筒とともに保存するものとする。

(特定者の決定方法)

第18 契約候補者の決定は、第15により評価した価格以外点に価格評価点を加えた合計点が最高の者とする。（以下「特定者」という。）ただし、施工体制のうち一部の項目の評価にC評価があり、緊急時に必要かつ十分な対応ができないと判断される場合には施工体制提案に参加した者を失格とする。

- 2 発注機関の長は、第15第3項の規定により作成した施工体制提案書審査結果表に価格評価点を加えたものを建設部長に報告（様式11）する。
- 3 発注機関の長は、前項の規定による特定者に対して、その結果を通知（様式12）するものとする。
- 4 第2項により決定する際に、同点の場合は当該提案者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該提案者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(非特定者の不服申し立て)

第19 当該契約の相手方として特定されなかった者は、特定されなかったことに対して不服がある場合、公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領に基づき、発注機関の長に対して非特定理由を求めることができる。

(評価結果の公表)

第20 発注機関の長は、価格以外点及び価格点の評価結果を長野県公式ホームページに掲載するものとする。

2 前項の公表に伴う疑義照会は、行わないものとする。

(基本協定書)

第21 発注機関の長は、第18により決定した特定者と「小規模維持補修工事等に係る複数年継続委託基本協定書」(様式13)を締結するものとする。

(契約)

第22 発注機関の長は、複数年継続委託の初年度の契約において、施工体制提案に提出された工事に係る費用(価格提案書の総価及び提案単価)を上限とした見積書を特定者から徴取し、工種毎の施工単価をもって契約を締結するものとする。なお、見積書の全ての施工単価が、予め発注者が定めた各予定価格以下の場合に契約を締結するものとする。また、見積回数は4回を限度とし、なお予定価格を超えている場合は失格とする。

2 発注機関の長は、第21に定める基本協定第4条の規定により、次年度以降の契約を行う場合、見積書(別紙様式1-1、別紙様式2-1)の提出を依頼(様式14)のうえ見積書を特定者から徴取し、工種毎の施工単価をもって契約を締結するものとする。なお、見積書の全ての施工単価が、予め発注者が定めた各予定価格以下の場合に契約を締結するものとする。また、見積回数は4回を限度とし、なお予定価格を超えている場合は失格とする。

3 複数年継続委託において次年度以降の契約を行う場合、予め発注者が定める各工種の施工予定価格(税抜き単価)は、積算単価(税抜き)に初年度における総価の見積額(税抜き)を初年度の予定価格(税抜き総価)で割った比率(総価の見積額(税抜き)／予定価格(税抜き総価))を乗じた金額を予定価格(税抜き単価)として設定するものとする。

4 除雪業務を含む契約の締結に際しては、契約時に持込機械に関する届け(様式15-1)を提出し、発注機関の長の確認を求めるものとする。

(契約結果等の公表)

第23 本試行要領に係る情報の取扱いについては、長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領(以下「情報取扱要領」という。)及び建設工事入札契約情報公表要領(以下「契約情報公表要領」という。)に準拠し、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式に関する情報の取扱い一覧表(別添2)によるものとする。

(契約の解除)

第24 発注機関の長は、次の各号のいずれかに該当し契約の適正な履行が不可能と判断した場合には、契約を解除することができる。

(1) 小規模維持補修工事の場合

ア 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき

イ その責に帰すべき理由により工期内に完成しないとき又は工事経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認めるとき

ウ 配置技術者を配置しなかったとき

エ 上記に掲げるほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

オ 受注者が、契約の解除を申し出たとき

カ その他施工体制提案書の内容の履行が不可能と判断されるとき

(2) 除雪業務の場合

ア 出動基準に達した場合、また達すると予想される場合に、その責に帰すべき理由により、速や

かな除雪業務の遂行が行われないとき、又は概ね通勤通学時間帯までに完了することができないことが明らかと認められるとき。

イ 発注者が、契約の解除を申し出たとき

ウ その他施工体制提案書の内容の履行が不可能と判断されるとき

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、発注機関の長は、第22に規定する総価の10分の1に相当する額を違約金として請求するとする。

(工事等の実施状況評価)

第25 発注機関の長は、次年度以降の契約にあたり、複数年継続委託各年度の工事等実施状況について評価を行うこととし、長野県建設工事請負人等選定委員会要領に規定する所建設工事請負人等選定委員会（以下「所委員会」という。）において、審査するものとする。

- 2 発注機関の長は、工事等実施状況の評価者として、発注機関の担当課長、しゅん工検査実施係長等、担当係長、担当者の4名を指定するものとする。

- 3 所委員会が評価者の意見を徴して審査し、工事等実施状況審査評価表（様式16-1、様式16-2）を作成するものとする。

- 4 工事等実施状況審査評価表の評価結果により次の各号の措置を行うこととし、その旨を受注者に通知（様式17）する。

（1）評価結果が評価A（100点満点中70点以上100点以下）の場合は、次年度の契約を更新する。

（2）評価結果が評価B（100点満点中60点以上70点未満）の場合は、受注者に指摘事項に対する改善策の提出を求め、提出された改善策を承認しない場合は、第21に定める基本協定を解除し、次年度の契約は更新しない。

（3）評価結果が評価C（100点満点中60点未満）の場合は、第21に定める基本協定を解除し、次年度の契約は更新しない。

(その他)

第26 発注機関の長は、本要領に関して疑義が生じた場合は、部長に協議し対応するものとする。

- 2 本要領に基づく手続きについては、実施フロー（別添3）により示す。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和3年1月4日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和4年1月1日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和4年12月1日から公告する対象工事から適用する。